## 県北広域振興局長告示第1号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。 令和4年1月14日

県北広域振興局長 高 橋 進

位 置	延長(メートル)	幅員(メートル)	指定年月日
二戸市石切所字枋ノ木地内(駅周10M-7号線の一部)	179. 20	10.00	令和3年11月12日
二戸市石切所字枋ノ木地内(駅周6M-50号線の一部)	62. 80	6.00	<i>II</i>

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。